

# 環境影響評価審査書

## 70 横須賀市芦名地区産業廃棄物最終処分場建設事業

### I 総括事項

横須賀市芦名地区産業廃棄物最終処分場建設事業（以下「本件事業」という。）は、神奈川県内において困難性を増している処分場の確保を推進するとともに、安全性のモデルとして民間施設の設置促進を図るなどの目的から、横須賀市芦名三丁目1990番地他の15ヘクタールの敷地に埋立区域約5ヘクタール、埋立容量約79万立方メートルの産業廃棄物最終処分場を公共関与により建設しようとするものである。

実施区域は、横須賀市の西部、大楠山の南東斜面に位置する谷あい、地形は両側が比較的急な谷部に沿った細長い形状を呈している。地質的には三浦層群逗子層の泥岩が主体の安定した地盤であるが、実施区域内の南側には北武断層が東西に通っている。また、実施区域は、小田和湾に流下する松越川の流域の一部であり、生物種の多様性が高く、豊かな生態系が育まれている場所である。

実施区域を含む周辺の土地利用状況は、ほぼ全域にわたって大楠山から連担する山林で、市街化調整区域となっている。また、実施区域の約70%が衣笠大楠山近郊緑地保全区域と衣笠大楠山風致地区に、約95%が大楠山鳥獣保護区に指定されているなど良好な自然環境を有する地域である。

本件事業に係る埋立計画は、県内事業者から排出されるもえがらなどの6種類の産業廃棄物を、10年間にわたり埋め立てることから、粉じんの飛散による大気汚染の防止、浸出水による地下水等の汚染防止、さらには、浸出水処理施設等の適切な維持管理の徹底などが不可欠となっている。また、本件事業に関しては、環境影響予測評価書案(以下「予測評価書案」という。)に対して、自然環境への影響、環境汚染、事業の必要性などについての意見が提出されていることから、とりわけ、本件事業に係る計画地決定の検討経過や埋立容量等の設定根拠については、より具体的に明らかにする必要がある。

これらのことから、本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境の影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても引き続き、環境の保全に努める必要がある。

- 本件事業の実施に当たっては、実施区域周辺の生態系への影響を極力軽減するよう十分に配慮する必要がある。
- 当該処分場の設置及び維持管理に関しては、実施区域周辺の環境への影響を可能な限り軽減するために、科学の進歩に対応した最新技術を駆使することなどにより積極的な環境保全対策を講ずる必要がある。
- ダイオキシン類に関しては、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準等や他法令の基準が設定されたことに伴い、これらの内容を踏まえることはもとより環境保全の見地から、なお一層の対応を図る必要がある。
- 本件事業に係る環境保全対策の状況や浸出水処理施設等の維持管理に関するモニタリングなど各種の記録については、周辺の住民等に対する確かな情報提供等に努める必要がある。
- 受け入れる産業廃棄物については、有害物質が混入しないよう徹底した搬入管理を行う必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の予測評価書案に係る各評価項目等についての個別的な審査結果は次のとおりである。

事業者は、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

### II 個別事項

#### 1 大気汚染

風速等の現地調査の結果や埋立作業中の飛散防止対策により、粉じんは飛散しにくい状況にあるとしているが、特に、ばいじん等に起因する粉じんの飛散による大気汚染を極力軽減するため、セメント固化設備や搬入施設の設置など適切な飛散防止対策を検討すること。

## 2 水質汚濁

### (1) シャ水施設の安全対策について

シャ水シートは、底部及び法面とも2重シートを用いているとしているが、シャ水シートは地下水汚染の防止等の観点から重要なものであることから、このシャ水シートの強度や耐久性など材質を具体的に明らかにすること。

また、シャ水シートの施工管理、埋立方法等によっては、破損のおそれもあることから、適切な安全対策を講ずること。

### (2) シャ水施設のモニタリング等について

シャ水シートが適正に機能していることを確認するため、漏水検知システムとして電氣的漏洩検知法を用いることを基本としているが、この漏水検知システムの検出精度、耐久性を明らかにすること。また、万一シャ水施設の漏水等が確認された場合、その原因の究明や補修など具体的な対応方策についても併せて明らかにすること。

### (3) 浸出水処理施設の管理方法等について

浸出水処理施設の処理工程は、凝集沈殿処理、生物処理、再凝集沈殿処理及び高度処理としているが、浸出水中には重金属類やダイオキシン類が含まれるおそれがあることから、浸出水処理施設での処理対象項目、処理方式及び管理方法について見直しを行うとともに、埋立終了後における浸出水処理施設の管理方法についても検討すること。また、水質汚濁に係る環境基準が改正されたことに伴い、ふっ素等の項目についても予測評価を行うこと。さらに、処理水の放流先は公共下水道が整備されている区域であり、公共用水域への環境負荷の低減を図る観点から、下水道接続について検討すること。

## 3 廃棄物

### (1) 伐採樹木等の有効利用について

実施区域の造成工事に伴い、約2千立方メートルの伐採樹木が発生するとしているが、樹木の根・枝葉についても、その発生量を明らかにしたうえで、廃棄物の発生抑制を図る観点から、これら伐採樹木等の有効利用を図ること。

### (2) 汚泥等の処理について

浸出水処理施設から発生する汚泥等の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理・処分されるとしているが、より適切な委託処理を行えるよう、管理体制について検討すること。

## 4 地象

実施区域内の南側を横切る北武断層については、計画地付近では活断層の最新の活動はほぼ終息していると考えられるとしているが、そのように判断した根拠を具体的に明らかにすること。

また、万一実施区域周辺の北武断層で活動が起こった際などにおける浸出水の流出防止等を図るため、実施区域内の主要な構造物等の安全対策を講ずること。

## 5 動物、植物、生態系

### (1) 注目すべき種の選定について

注目すべき種については、神奈川県環境影響評価技術マニュアルに示されている貴重種または重要種の判断のための参考文献等を用いて候補をあげ、さらに学識経験者に諮って最終的に選定したとしているが、予測評価書案の提出後に、環境庁レッドリストの見直しがなされていることなどから、注目すべき種の選定について見直しを行うこと。

特に、植物種にあつては、予測評価書案で12種を選定しているが、それ以外に、ミヤマキケマンなど三浦半島で減少しつつある種についても注目すべき種に準じて選定したうえで、その保全に努めること。

### (2) オオタカの調査について

注目すべき種として選定したオオタカについては、ラインセンサス等の現地調査では確認されているものの、繁殖地の消滅等、調査範囲の個体群に影響を及ぼすほどの個体の減少はないとしているが、追加調査の実施等により、実施区域及びその周辺でのオオタカの繁殖の有無など調査の精度を高めること。

### (3) 湿地の分断及び孤立化による影響について

本件事業の工事及び埋立中は埋立区域等の大半が改変され、水辺や多湿な場所いわゆる湿地が縮小、分断及び孤立化することから、両生類を中心とした動物群集に与える影響を明らかにしたうえで、代償措置を含めた具体的な保全対策を講ずること。

特に、トウキョウサンショウウオについては、神奈川県レッドデータ生物調査報告書によると、県内では三浦半島に限って生息しているとされていることから、実施区域等での分布状況を明らかにしたうえで、地域個体群の保全の観点を考慮し、その保全対策を講ずること。

### (4) 緑地の確保等について

管理用道路は、暫定道路の対岸側に設け、幅員4メートルで当該処分場の日常管理、保守管理等に使用することとしているが、管理用道路の必要性及び幅員等の整備計画の妥当性について明らかにすること。

また、できる限り緑地面積を確保するよう検討すること。

### (5) 発生ガスの影響について

産業廃棄物の埋立てに伴い、埋立層から発生するガスの排除を目的として発生ガス処理施設を設置することとしているが、発生するガスの性状を具体的に明らかにしたうえで、周辺の植物等に与える影響の有無を併せて明らかにすること。

### (6) 動物、植物、生態系への配慮について

環境保全上の見地から配慮しようとする事項として、注目すべき種に該当するトウキョウサンショウウオ、キボシケシゲンゴロウなどの放生又は移植を行うこととしているが、この放生又は移植に関しては移動元と移動先での水質、土質、底質、生息生物等の環境条件を比較したうえで、移動の適否を明らかにすること。

また、放生又は移植後においても、定着を目的とした維持管理及び定着状況のモニタリングを行うこと。さらに、注目すべき種だけではなく、沢筋の生態系を考慮し、多層な植生を連続して確保するなどの復元対策を講ずること。

## 6 レクリエーション資源

本件事業の実施により実施区域周辺のレクリエーション資源を改変することはないとしているが、実施区域内の市道等を活用したハイキング、自然体験等の利用状況を明らかにしたうえで、必要に応じて、遊歩道の設置などの新たなレクリエーション資源の創出を図るとともに、本件事業により設置される施設の形状、色彩等の景観への配慮などについて検討すること。

## 7 その他

### (1) 搬入管理について

受け入れる産業廃棄物は6種類に限定し、十分な搬入管理を実施することから有害物質が浸出水中に含まれる可能性は極めて少ないとしているが、この徹底を図るためには搬入時における管理等が重要であることから、搬入管理や有害物質に関するチェック体制について具体的に明らかにすること。

### (2) ダイオキシン類のモニタリング等について

ばいじん等の産業廃棄物の中にはダイオキシン類が含まれるおそれがあることから、実施区域周辺の大気及び土壌並びに処理水の放流先について、適切な測定個所を選定したうえで、ダイオキシン類のモニタリングを行うこと。

### (3) 環境管理・維持計画等について

当該処分場の供用開始から閉鎖に至るまでの搬入管理、埋立管理などを行うための環境管理・維持計画は、「国際標準化機構（ISO）の環境管理システム」の考え方を導入し、処分場職員への教育方法や管理状況の監視方法等を取り入れた計画とするとしているが、この環境管理・維持計画の内容を具体的に明らかにすること。

また、環境管理・維持計画に基づき実施する各種の維持管理項目に関する記録の作成及び保存並びにこれら記録の住民等への公開について具体的に明らかにすること。

(4) 工事中の濁水対策について

工事中は仮排水路を設置し、改変区域内と改変区域外に降った雨水（濁水）を分離し、改変区域内の雨水は仮設沈砂池へ導水し、沈砂後に放流するなど濁水対策を講ずるとしているが、この仮排水路及び仮設沈砂池の位置、構造等を具体的に明らかにしたうえで、工事区域における濁水の発生量を極力減らすための対策を講ずること。